

渋川市 伊香保町 小野上村 子持村 赤城村 北橘村

合併協定調印式

合併協定調印式では、経過報告及び合併協定書の説明が行われた後、後藤群馬県出納長をはじめ多くの関係者が見守る中、6市町村長が25の合併協定項目が記された合併協定書に署名を行い、続いて、6市町村議会議長が立会人として署名を行いました。



▲ 6市町村長による合併協定書への署名



▲ 来賓の後藤群馬県出納長



▲ 6市町村議会議長による立会人署名



▲ 合併協議会委員のみなさん

合併協定書とは？

これまでの渋川地区市町村合併協議会において協議してきた内容を基本としてとりまとめたもので、法律に定める合併手続きの前に調印されるものです。



□協定書に記載されている25の協定項目

1 合併の方式	14 条例、規則等の取扱い
2 合併の期日	15 特別職等の身分の取扱い
3 新市の名称	16 一部事務組合等の取扱い
4 新市の事務所の位置	17 使用料、手数料等の取扱い
5 議会の議員の定数及び任期の取扱い	18 公共的団体等の取扱い
6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	19 補助金、交付金等の取扱い
7 地方税の取扱い	20 附属機関等の取扱い
8 一般職の職員の身分の取扱い	21 国民健康保険事業の取扱い
9 地域審議会及び地域自治組織の取扱い	22 介護保険事業の取扱い
10 町名、字名の取扱い	23 消防団の取扱い
11 財産の取扱い	24 各種事務事業の取扱い
12 慣行の取扱い	25 新市建設計画
13 組織及び機構	

第3回合併協議会の内容

日時	平成16年11月29日(月) 午後2時
場所	子持村公民館
出席委員	47名

今回の会議では、「議会の議員の定数等に関する小委員会報告」、「新市名称候補選定小委員会報告」の報告事項や、「議会の議員の定数及び任期の取り扱い」についての協議事項が原案のとおり承認されました。なお、「新市の名称に関すること」については継続協議となり、次回に再協議されることになりました。

□報告事項

報告第8号 議会の議員の定数等に関する小委員会報告

平成16年11月11日までに、任意合併協議会からの会議を含めると計11回の小委員会等が開催された結果、小委員会としての意見を集約しました。その結果が協議会へ報告されました。



1 委員長及び副委員長の選任

第1回小委員会で選任された委員長及び副委員長の報告を行いました。

職名	氏名	所属市町村
委員長	宮下 宏	渋川市
副委員長	飯塚 重雄	子持村

2 小委員会協議結果

- (1) 関係市町村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 地方自治法第91条第1項の規定による新市の議会の議員の定数は、30人とする。
- (3) 特例適用期間終了後、最初に行われる新市の議会議員の選挙の選挙区については、全市域を1つの選挙区とする。
- (4) 議員報酬については、特例適用期間中は旧市町村それぞれの報酬額とし、特例適用期間終了後、最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員の報酬については、新市において定める。